

保安の心得

1. 目的

この規程（心得）は、高圧ガス保安法の規定に沿って保安の確保を一層徹底する為、当社が自主的に保安に取り組む実施事項を定め、これを実施することで高圧ガスによる事故、災害を未然に防ぎ、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

2. 自主保安に係る取組実施事項

2.1 高圧ガス販売業者としての諸届出事項

以下の届出事項に変更があった場合は速やかに関係官庁へ届出を行い、最新の更新記録を具備して置く。

(1) 高圧ガス販売事業届の変更

①販売所の名称 ②事務所、所在地 ③代表者等に変更があった場合

(2) 販売主任者の選解任があった場合

(3) 届出以外の高圧ガスを販売する場合

2.2 保安教育

従業者、消費先に対する保安知識の向上を図り、事故、災害を未然に防止する為、以下の保安教育を実施する。

(1) 毎年、年間の保安教育計画を作成し、実施する。

(2) 従業者、消費先に対し保安講習会への参加を積極的に促し、保安知識の向上を図る。

(3) 保安教育の実施内容を記録し保存する。

2.3 帳票等の記録による管理の実施

高圧ガス保安法に定める技術上の基準遵守や容器の長期停滞、放置容器の撲滅を図るため、以下の記録管理を実施する。

(1) 販売先保安台帳により全消費先の最新情報を完備する。

(2) 販売台帳(容器授受簿)を整備する。

(3) 容器賃貸借契約を消費先と締結する。

2.4 高圧ガス容器の積載・移動方法

自主点検表をもって、高圧ガスの移動基準を遵守する。

2.5 高圧ガス容器置場の管理

自主点検表をもって、災害の発生を防止する。

2.6 高圧ガス消費先に対する周知

(1) 周知文書，MSDSを消費先に配布し，保安意識の向上を図る。

周知項目：アセチレン、酸素容器などの積載・移動及び保管方法、消費設備の操作・取扱い方法、災害発生時の緊急措置ほか

(2) 保安講習会への参加を呼びかけ保安知識の浸透を図る。

(3) 消費先の実態を常に把握し，保安意識の啓蒙を促す。

2.7 防災体制の整備と緊急時における対応の迅速化

(1) 緊急通報体制表を社内，容器置場等に掲示し，周知を図る。

(2) 防災訓練の実施又は参加により防災意識，知識の向上を図る。

3. 本規程(心得)の周知方法

事業所責任者は、従業員に対し、本規程(心得)を朝礼や会議などで毎年1回以上周知させ、その内容を遵守させる。

4. 自主保安管理に必要な書類

自主保安のための管理に必要な点検等の書類は以下のとおりとする。

1. 販売業者保安教育計画・実施記録表
2. 高圧ガス積載車両点検表
3. 高圧ガス容器置場点検表
4. 緊急通報体制表

5. 実施日 本規程類の取扱いは 年 月 日より実施する。

【会社名・住所・電話番号】

